

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文	1
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第一条関係）	
○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）（第二条関係）	13
○ 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）（抄）（附則第五条関係）	22
○ 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）（抄）（附則第六条関係）	23
○ 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）（抄）（附則第六条関係）	28
○ 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）（抄）（附則第六条関係）	33
○ 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和四年政令第二百二十六号）（抄）（附則第六条関係）	38

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章・第二章（略） 第三章 給付 第一節・第二節（略） 第三節 長期給付（第二十四条の二―第二十五条の十二） 第四節（略） 第四章〱第十章（略） 附則 （定義） 第一条 この政令において、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」若しくは「期末手当等」、「組合」、「厚生年金保険給付組合積立金」、「退職等年金給付組合積立金」、「市町村連合会」、「厚生年金保険給付調整積立金」、「退職等年金給付調整積立金」、「受給権者」、「標準期末手当等の額」、「短期給付」、「標準報酬の月額」若しくは「標準報酬の日額」、「国の組合」、「私学共済制度の加入者」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「掛金等」、「継続長期組合員」、「国の職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛金」、「主務大臣」若しくは「主務省令」若しくは「特定共済組合」、「特例退職組合員」若しくは「特例退職掛金」又は「退職年金条例」、「共済法」、「旧市町村共済法」若しくは「共済条例」、「更新組合員」、「退隠料等」、「共済法の退職年金等」、「年金条例職員期間」、「条例在職年」、「旧長期組合員期間」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「国の新法」、「国の旧法」、「国の旧法等」、「国の旧法等」、「国の新法」、「国の長期組	目次 第一章・第二章（略） 第三章 給付 第一節・第二節（略） 第三節 長期給付（第二十五条―第二十五条の十二） 第四節（略） 第四章〱第十章（略） 附則 （定義） 第一条 この政令において、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」若しくは「期末手当等」、「組合」、「厚生年金保険給付組合積立金」、「退職等年金給付組合積立金」、「市町村連合会」、「厚生年金保険給付調整積立金」、「退職等年金給付調整積立金」、「受給権者」、「標準期末手当等の額」、「短期給付」、「標準報酬の月額」若しくは「標準報酬の日額」、「国の組合」、「私学共済制度の加入者」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「掛金等」、「継続長期組合員」、「国の職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛金」、「主務大臣」若しくは「主務省令」若しくは「特定共済組合」、「特例退職組合員」若しくは「特例退職掛金」又は「退職年金条例」、「共済法」、「旧市町村共済法」若しくは「共済条例」、「更新組合員」、「退隠料等」、「共済法の退職年金等」、「年金条例職員期間」、「条例在職年」、「旧長期組合員期間」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「国の新法」、「国の旧法」、「国の旧法等」、「国の旧法等」、「国の新法」、「国の長期組

「国の更新組合員」若しくは「国の旧長期組合員期間」若しくは「特別措置法」、「沖繩の共済法」、「沖繩の組合員」若しくは「復帰更新組合員」とは、それぞれ地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第二条第一項各号、第三条第一項、第二十四条、第二十四条の二、第二十七条第一項、第三十八条の八第一項、第三十八条の八の二第一項、第四十二条第一項、第四十四条第一項、第五十四条の二、第五十七条第一項第二号、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第百四十四条第一項、第百四十条第二項、第百四十二条第一項、第百四十四条の二第二項、第百四十四条の二十九第一項若しくは附則第十八条第一項、第三項若しくは第五項又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「施行法」という。）第二条第一項第二号、第三号、第十号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第三十四号、第三十五号の二から第三十七号まで、第三十九号から第四十二号まで若しくは第七十三条第一項各号に規定する職員、被扶養者、遺族、退職、報酬若しくは期末手当等、組合、厚生年金保険給付組合積立金、退職等年金給付組合積立金、市町村連合会、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金、受給権者、標準期末手当等の額、短期給付、標準報酬の月額若しくは標準報酬の日額、国の組合、私学共済制度の加入者、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、掛金等、継続長期組合員、国の職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、主務大臣若しくは主務省令若しくは特定共済組合、特例退職組合員若しくは特例退職掛金又は退職年金条例、共済法、旧市町村共済法若しくは共済条例、更新組合員、退隠料等、共済法の退職年金等、年金条例職員期間、条例在職年、旧長期組合員期間、恩給公務員期間、在職年、国の新法、国の旧法、国の旧法等、国の施行法、国の長期組合員、国の更新組合員若しくは国の旧長期組合員期間若しくは特別措置法、沖繩の共済法、沖繩の組合員若しくは復帰更新組合員をいう。

「国の更新組合員」若しくは「国の旧長期組合員期間」若しくは「特別措置法」、「沖繩の共済法」、「沖繩の組合員」若しくは「復帰更新組合員」とは、それぞれ地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第二条第一項各号、第三条第一項、第二十四条、第二十四条の二、第二十七条第一項、第三十八条の八第一項、第三十八条の八の二第一項、第四十二条第一項、第四十四条第一項、第五十四条の二、第五十七条第一項第二号、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第百四十四条第一項、第百四十条第二項、第百四十二条第一項、第百四十四条の二第二項、第百四十四条の二十九第一項若しくは附則第十八条第一項、第三項若しくは第五項又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「施行法」という。）第二条第一項第二号、第三号、第十号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第三十四号、第三十五号の二から第三十七号まで、第三十九号から第四十二号まで若しくは第七十三条第一項各号に規定する職員、被扶養者、遺族、退職、報酬若しくは期末手当等、組合、厚生年金保険給付組合積立金、退職等年金給付組合積立金、市町村連合会、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金、受給権者、標準期末手当等の額、短期給付、標準報酬の月額若しくは標準報酬の日額、国の組合、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、掛金等、継続長期組合員、国の職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、主務大臣若しくは主務省令若しくは特定共済組合、特例退職組合員若しくは特例退職掛金又は退職年金条例、共済法、旧市町村共済法若しくは共済条例、更新組合員、退隠料等、共済法の退職年金等、年金条例職員期間、条例在職年、旧長期組合員期間、恩給公務員期間、在職年、国の新法、国の旧法、国の旧法等、国の施行法、国の長期組合員、国の更新組合員若しくは国の旧長期組合員期間若しくは特別措置法、沖繩の共済法、沖繩の組合員若しくは復帰更新組合員をいう。

(職員)

第二条 常時勤務に服することを要する地方公務員以外の地方公務員で法第二条第一項第一号の規定により職員に含まれるものは、次に掲げる者(二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものを除く。)とする。ただし、第五号から第七号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。

一〜四の二 (略)

五 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間

により勤務す

ることを要することとされているもの

六 前号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、その一週間の所定勤務時間及び一月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている一週間の勤務時間及び一月間の勤務日数の四分の三以上であるもの

七 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること。

ロ 報酬月額(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして総務省令で定めるものを除く。第四十二条第一項第十一号ロにおいて同じ。)について、法第四十三条第八項及びこの政令第二十二條の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること。

ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条に規

(職員)

第二条 常時勤務に服することを要する地方公務員以外の地方公務員で法第二条第一項第一号の規定により職員に含まれるものは、次に掲げる者

とする。

一〜四の二 (略)

五 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

(新設)

(新設)

定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の総務省令で定める者でないこと。

2 | 法第二条第一項第一号に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものに限る。）とする。

一 地方公務員法第二十二條の三第一項又は第四項の規定により臨時的に任用された者

二 地方公務員法第二十六條の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定その他主務省令で定める規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者

三 地方公務員法第二十八條の四第一項又は第二十八條の六第一項の規定その他主務省令で定める規定により採用された者

(報酬)

第五条 (略)

2 法第二条第一項第五号に規定する地方自治法第二百四條の規定の適用を受けない職員についての同條の規定の適用を受ける職員に係る同條第一項に規定する給料（以下「給料」という。）及び報酬に含まれる同條第二項に規定する手当（以下「報酬に含まれる手当」という。）に準ずるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める報酬又は給与のうち同條の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含

(新設)

(報酬)

第五条 法第二条第一項第五号に規定する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四條第二項に規定する手当のうち政令で定めるものは、次に掲げる手当とする。

一 特定任期付職員業績手当

二 任期付研究員業績手当

三 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）

四 退職手当

五 三月を超える期間ごとに支給される手当（前各号に掲げる手当を除く。）

2 法第二条第一項第五号に規定する地方自治法第二百四條の規定の適用を受けない職員についての同條の規定の適用を受ける職員に係る同條第一項に規定する給料（以下「給料」という。）及び報酬に含まれる同條第二項に規定する手当（以下「報酬に含まれる手当」という。）に準ずるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める報酬又は給与のうち同條の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含

まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

一〇三 (略)

四 第二条第一項第三号に掲げる者 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第七條に規定する給与

五 第二条第一項第四号の二に掲げる者 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第三項に規定する報酬及び同法第六條第二項に規定する給与

六 第二条第一項第六号及び第七号に掲げる者 地方自治法第二百三條の二第一項に規定する報酬

第三章 給付

(退職等年金給付に係る標準報酬の区分の特例)

第二十一條の四 法第四十三條第四項の規定による改定後の標準報酬の区分については、同条第一項の表中「

第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
一とあるのは、	「	六〇五、〇〇〇円未満

まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

一 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十八條(地方公営企業等の労働関係に関する法律第十七條第一項及び附則第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける職員 地方公営企業法第三十八條第一項に規定する給与

二 特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員 同法第四十八條第一項に規定する報酬

三 特定地方独立行政法人の職員 地方独立行政法人法第五十一條第一項に規定する給与

四 第二条第三号 に掲げる者 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第七條に規定する給与

五 第二条第四号の二 に掲げる者 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第三項に規定する報酬及び同法第六條第二項に規定する給与

六 第二条第五号 に掲げる者 地方自治法第二百三條の二第一項に規定する報酬

第三章 給付

(退職等年金給付に係る標準報酬の区分の特例)

第二十一條の四 法第四十三條第四項の規定による改定後の標準報酬の区分については、同条第一項の表中「

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
一とあるのは、	「	六〇五、〇〇〇円未満

第三二級 六五〇、〇〇〇円 六三五、〇〇〇円以上
「と読み替えて、法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。」

（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）

第二十三条の三の三 （略）

2と8 （略）

9 第一項（第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「被保険者等」とは、国の組合の組合員、私学共済制度の加入者

健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であつた者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。第二十三条の三の七第五項において同じ。）を含む。）、船員保険の被保険者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は後期高齢者医療の被保険者をいう。

10 （略）

第三節 長期給付

（長期給付の適用範囲の特例）

第二十四条の二 法第七十四条第二項第一号に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、第二条第一項第五号に掲げる者（常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要するこ

第三一級 六五〇、〇〇〇円 六三五、〇〇〇円以上
「と読み替えて、法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。」

（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）

第二十三条の三の三 （略）

2と8 （略）

9 第一項（第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「被保険者等」とは、国の組合の組合員、私学共済制度の加入者（法第五十七条第一項第二号に規定する私学共済制度の加入者をいう。第二十三条の三の七第五項において同じ。）、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であつた者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。第二十三条の三の七第五項において同じ。）を含む。）、船員保険の被保険者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は後期高齢者医療の被保険者をいう。

10 （略）

第三節 長期給付

（新設）

ととされているものを除く。）又は同項第六号若しくは第七号に掲げる者とする。

2 法第七十四条第二項第二号に規定する臨時に使用される職員その他の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一 地方公務員法第二十二条の三第一項又は第四項の規定により臨時的に任用された者

二 地方公務員法第二十六条の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定その他主務省令で定める規定により臨時的に任用された者

（付与率を定める際に勘案する事情）

第二十五条 （略）

（組合役職員等の取扱い）

第四十条の二 組合役職員（法第百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。第三項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び

（付与率を定める際に勘案する事情）

第二十五条 法第七十七条第二項に規定する政令で定める事情は、国家公務員共済組合法による退職等年金給付が国の組合の組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること、法第百十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額（同号に規定する地方の積立基準額をいう。以下同じ。）と国の積立基準額（国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する国の積立基準額をいう。以下同じ。）との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金（国家公務員共済組合法第二十一条第二項第二号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。以下同じ。）の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように定めることとされていることその他総務大臣が定める事情とする。

（組合役職員等の報酬等）

第四十条の二 組合役職員（法第百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び

報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

2 連合会役職員（法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。次項及び次条第二項において同じ。）については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして法第四百四十一条第二項の規定により総務大臣が指定する組合の運営規則で定めるものを報酬とし、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして当該組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

3 組合役職員及び連合会役職員について法の規定を適用する場合における第二十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「第七号に掲げる者」とあるのは「第七号に掲げる者に準ずる者」として主務省令で定める者」と、同条第二項中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者に準ずる者」として主務省令で定める者」とする。

（職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の取扱い）

第四十一条の二 法第四百四十一条の二の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役職員、法第四百四十一条の三の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役職員及び法第四百四十一条の四の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員（次項において「職員引継一般地方独立行政法人等の役職員」という。）については、地方独立行政法人法第五十六条第一項において準用する同法第四十八条第一項に規定する報酬又は同法第五十七条第一項に規定する給与のうち、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合

報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

2 連合会役職員（法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。次条第二項において同じ。）については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして法第四百四十一条第二項の規定により総務大臣が指定する組合の運営規則で定めるものを報酬とし、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして当該組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

（新設）

（職員引継一般地方独立行政法人等の報酬等）

第四十一条の二 法第四百四十一条の二の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役職員、法第四百四十一条の三の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役職員及び法第四百四十一条の四の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員

、地方独立行政法人法第五十六条第一項において準用する同法第四十八条第一項に規定する報酬又は同法第五十七条第一項に規定する給与のうち、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合

の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

2 職員引継一般地方独立行政法人等の役職員について法の規定を適用する場合における第二十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「第七号に掲げる者」とあるのは「第七号に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」と、同条第二項中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」とする。

(国の職員の取扱い)

第四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員以外の国家公務員で法第四百二十二条第一項の規定により常時勤務に服することを要する国家公務員に含まれるものは、次に掲げる者(二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものを除く。)とする。ただし、第九号から第十一号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。

一〇八 (略)

九 前号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する国家公務員について定められている勤務時間

により勤務することを要するとされているもの

十 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、その一週間の所定勤務時間及び一月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する国家公務員について定められている一週間の勤務時間及び一月間の勤務日数の四分の三以上であるもの

の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

(新設)

(国の職員の取扱い)

第四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員以外の国家公務員で法第四百二十二条第一項の規定により常時勤務に服することを要する国家公務員に含まれるものは、次に掲げる者

とする。

一〇八 (略)

九 前号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する国家公務員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が引き続いて十二月を超えに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要するとされているもの

(新設)

十一 前三号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること。

ロ 報酬月額について、法第四十三条第八項及びこの政令第二十二条の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること。

ハ 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の総務省令で定める者でないこと。

2 法第四百二十二条第一項に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国家公務員法第六十条第一項の規定により臨時的に任用された者であつて次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 二月以内の期間を定めて任用された者であつて総務大臣が定めるもの

ロ 国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるもの

二 国家公務員の育児休業等に関する法律第七条第一項又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第七条第一項の規定により臨時的に任用された者であつて次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 二月以内の期間を定めて任用された者であつて総務大臣が定めるもの

ロ 国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるもの

三 国家公務員法第八十一条の四第一項の規定その他主務省令で定める規定により二月以内の期間を定めて採用された者であつて総務大臣が定めるもの

3 国の職員について法の規定を適用する場合における第二十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二条第一項第五号」とあるのは「第四十二条第一項第九号」と、「地方公務員」とあるのは「国家公務員」と、「同項第六号若しくは第七号に掲げる者」とあるのは「同項第十号若しくは第十一号に掲げる者」

(新設)

(新設)

(新設)

と、同条第二項第一号中「地方公務員法第二十二条の三第一項又は第四項」とあるのは「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十条第一項」と、同項第二号中「地方公務員法第二十六條の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定その他主務省令で定める」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第七条第一項又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第七条第一項の」とする。

附 則

（厚生年金保険の被保険者であつた期間を有する更新組合員の取扱い）

第六十六条 施行法第四十五条第三項に規定する政令で定める期間は、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第五号）の公布の日に職員として在職している者の第二条第一項第五号に掲げる者（常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続き十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものに限る。）（これに準ずる者として総務大臣が定める者を含む。）であつた期間（施行法第四十五条第三項の厚生年金保険の被保険者であつた期間に限る。）のうち、次の各号に掲げる者に該当する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間以外の期間とする。

一（三）（略）

附 則

（厚生年金保険の被保険者であつた期間を有する更新組合員の取扱い）

第六十六条 施行法第四十五条第三項に規定する政令で定める期間は、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第五号）の公布の日に職員として在職している者の第二条第五号に掲げる者

（これに準ずる者として総務大臣が定める者を含む。）であつた期間（同項の厚生年金保険の被保険者であつた期間に限る。）のうち、次の各号に掲げる者に

該当する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間以外の期間とする。

- 一 厚生年金保険の被保険者であつた期間が旧厚生年金保険法の規定による老齢年金の受給資格要件たる期間以上である者
- 二 旧厚生年金保険法の規定による障害年金の受給権を取得している者

三 旧厚生年金保険法第十五条第一項の規定による被保険者となつていた者又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）附則第九条第一項若しくは第二項の規定により脱退手当金を受けることができた者（地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百二十一号）の公布の日から六十日を経過する日以前に、これらの者又はその遺族が、組合を経由して社会保険庁長官に対して施行法第四十五条第三項において準用する同条第一項の規定の適用を受けることを希望しない旨の申出をしたものに限る。）

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）【令和四年十月一日施行】
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
（改正前地共済法による職域加算額について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等） 第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項、第五十九条第二項、第六十条第二項、第六十一条第一項及び第六十五条の二から第六十八条までの規定、厚生年金保険法第九十二条第一項から第三項までの規定並びに改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、第三項及び第四項、附則第十七条の四第六項本文、附則別表第二並びに別表の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			（改正前地共済法による職域加算額について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等） 第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項、第五十九条第二項、第六十条第二項、第六十一条第一項及び第六十五条の二から第六十八条までの規定、厚生年金保険法第九十二条第一項から第三項までの規定並びに改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、第三項及び第四項、附則第十七条の四第六項本文、附則別表第二並びに別表の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
改正後厚生年金保険法第四十六条第一項	（略）	（略）	改正後厚生年金の受給権者	（略）	（略）
被保険者		地方公務員等共済組合法による長期給付に関する規定の適用を	被保険者		なお効力を有する改正前地共済法第七十八条第一項又は附則第十八条の二第三項、第十九条、第二十四条の二第三項若しくは第二十六条第二項から第四項までの規定による旧職域加算退職給付（以下「旧職域加算退職給付」という。）の受給権者

日（厚生労働省令で定める日を除く。） 、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）である日が属する月において	受ける地方公務員共済組合の組合員 ときは、当該組合員である間、当該旧職域加算退職給付
---	---

日（厚生労働省令で定める日を除く。） 、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）である日が属する月において	地方公務員共済組合の組合員 ときは、当該組合員である間、当該旧職域加算退職給付
---	--

て、その者の 標準報酬月額 とその月以前 の一年間の標 準賞与額の総 額を十二で除 して得た額と を合算して得 た額（国会議 員又は地方公 共団体の議会 の議員につい ては、その者 の標準報酬月 額に相当する 額として政令 で定める額と その月以前の 一年間の標準 賞与額及び標 準賞与額に相 当する額とし て政令で定め る額の総額を 十二で除して 得た額とを合 算して得た額 とし、七十歳 以上の使用さ れる者（国会 議員又は地方
--

て、その者の 標準報酬月額 とその月以前 の一年間の標 準賞与額の総 額を十二で除 して得た額と を合算して得 た額（国会議 員又は地方公 共団体の議会 の議員につい ては、その者 の標準報酬月 額に相当する 額として政令 で定める額と その月以前の 一年間の標準 賞与額及び標 準賞与額に相 当する額とし て政令で定め る額を 十二で除して 得た額とを合 算して得た額 とし、七十歳 以上の使用さ れる者（国会 議員又は地方

公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）
については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十

公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）
については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十

二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以

二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以

2 旧地共済法による退職年金又は通算退職年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該退職年金又は通算退職年金の額のうち、その算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済法施行法第十三条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（同項第三号に掲げる金額に相当する金額に限る。）の支給を停止する。

3 旧地共済法による減額退職年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該減額退職年金の額のうち、その算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（同項第三号に掲げる金額に相当する金額に限る。）から、前条第二項に規定する額を控除して得た額の支給を停止する。

4 旧地共済法による障害年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該障害年金の額のうち、その算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法第八十七条の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第二十二条の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第八十七条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる金額に相当する金額、同条第四項各号に掲げる金額のうちなお効力を有する改正前地共済令第二十五条第一項第一号に掲げる金額に相当する金額並びになお効力を有する改正前地共済法第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により算定した金額のうちなお効力を有する改正前地共済令第二十五条第一項第二号に掲げる金額

第五十条 (略)

2
5
(略)

に相当する金額に限る。)の支給を停止する。

第五十条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該退職共済年金のうち、なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項の規定により加算される金額の支給を停止する。

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第百三条第一項又は第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該障害共済年金のうち、これらの規定により加算される金額の支給を停止する。

3 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該退職共済年金のうち、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に相当する金額の支給を停止する。

4 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定の例によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に、一からなお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二十第一項に規定する減額率を控除した率を

乗じて得た金額の支給を停止する。

5 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるもののうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定により算定した金額を含むものに限る。）の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に係るなお効力を有する改正前地共済法附則第二十六条第五項の規定による減額後の額の支給を停止する。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（公務員の範囲） 第四条 （略） 2 法第十七条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める地方公務員は、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）<u>第二条第一項第一号及び第二号の二から第四号までに掲げる者並びに同項第五号に掲げる者（常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続き十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものに限る。）とす</u>る。	（公務員の範囲） 第四条 法第十七条第一項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める国家公務員は、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）<u>第二条第一項第一号、第三号、第四号、第四号の五及び第四号の六に掲げる者、同項第五号に掲げる者（同項第二号又は第四号の二に掲げる者に準ずる者を除く。）並びに同項第六号及び第七号に掲げる者とする。</u> 2 法第十七条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める地方公務員は、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）<u>第二条第一号、</u><u>第二号の二から第四号まで及び第五号に掲げる者</u> とす

○ 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）（抄）
 【令和四年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例） 第四条 （略） 2 ～ 6 （略）	（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例） 第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号。以下この条において「地共済法」という。）第四十二条第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定（地共済法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、法第十七条第一項の規定により組織委員会に派遣された警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（以下この条及び次条において「派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（地共済法第四十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が派遣警察庁所属職員等となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に同項第一号に規定する職員となったものとみなす。 2 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、組織委員会における特定業務（法第十六条第一項に規定する特定業務をいう。）を公務とみなす。 3 派遣警察庁所属職員等は、地共済法第五章に規定する福祉事業を利用することができない。 4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用について

第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで		「とあるのは」	
		地方公共団体	国
第百十三条第二項第三号		地方公共団体	組織委員会及び国
第百十三条第三項から第五項まで		地方公共団体	国
第百十六條第一項		地方公共団体の機関	国の機関
		規定により地方公共団体	規定により国
職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）		職員団体	

「とあるのは」 第百十六条第一項		地方公共団体の機関、 特定地方独立行政法人 又は職員団体	組織委員会及び国の機 関
第八十二条第一項		地方公共団体、特定地 方独立行政法人又は職 員団体（第三項におい て「地方公共団体等」 という。）	第八十二条第五項の規 定により読み替えられ た同条第一項 組織委員会及び国

「とする。」

5

前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法（第一号において「読替後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替後の地共済法第百十三条第二項第三号の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（読替後の地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した期末手当等（読替後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬の月額（地共済法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員

員等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数乗じて得た金額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等に係る組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

6 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第七号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数乗じて得た額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

7 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十二条の規定の適用については、同条中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関

7 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関

する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者」とあるのは、「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員」とする。

する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者」とあるのは、「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員」とする。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特 例） 第三条 （略）	（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特 例） 第三条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号 。以下この条において「地共済法」という。）第四十二条第二項 の規定及び地共済法の短期給付に関する規定（地共済法第七十条 の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、法第四条第 一項の規定により組織委員会に派遣された警察庁の所属職員及び 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規 定する地方警務官である者（以下この条及び次条において「派遣 警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合にお いて、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員 （地共済法第四十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下 この項において同じ。）が派遣警察庁所属職員等となったときは 、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつ た日の前日に地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をした ものとみなし、派遣警察庁所属職員等が地共済法の短期給付に関 する規定の適用を受ける国の職員となったときは、地共済法の短 期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に同項第一 号に規定する職員となったものとみなす。 2 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の退職等年金給付に関 する規定の適用については、組織委員会における特定業務（法第 三条第一項に規定する特定業務をいう。）を公務とみなす。 3 派遣警察庁所属職員等は、地共済法第五章に規定する福祉事業 を利用することができない。 4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用について

2
 ～
 6
 （略）

は、地共済法第百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二条第一項第六号の項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第百十三条第二項各号列記以外の部分の項中「地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「国の」とあるのは「第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第二条に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国の」と、同表中「

第百十三條第二項各号、第三項から第五項まで	地方公共団体		国
第百十三條第二項第三号	地方公共団体	組織委員会及び国	
第百十三條第三項から第五項まで	地方公共団体	国	
「と、」 第百十六條第一項	地方公共団体の機関	国の機関	
	規定により地方公共団体	規定により国	
	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体	

「とあるのは」 第百十六条第一項		地方公共団体の機関、 特定地方独立行政法人 又は職員団体	組織委員会及び国の機 関
第八十二条第一項		地方公共団体、特定地 方独立行政法人又は職 員団体（第三項におい て「地方公共団体等」 という。）	第八十二条第五項の規 定により読み替えられ た同条第一項 組織委員会及び国

「とする。」

5

前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法（第一号において「読替後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替後の地共済法第百十三条第二項第三号の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（読替後の地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した期末手当等（読替後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬の月額（地共済法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員

員等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数乗じて得た金額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等に係る組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

6 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第八号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数乗じて得た額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

7 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十二条の規定の適用については、同条中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関

7 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関

する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者」とあるのは、「七 国家公務員
七の二 平成三
の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）
十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法
律第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者
律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員」とする。

する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者」とあるのは、「七 国家公務員
七の二 平成三
の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）
十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法
律第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者
律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員」とする。

○ 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）（抄）【令和四年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例） 第四条 （略） 2 ～ 6 （略）	（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例） 第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号。以下この条において「地共済法」という。）第四十二条第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定（地共済法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、法第二十五条第一項の規定により博覧会協会に派遣された警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（以下この条及び次条において「派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（地共済法第四十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が派遣警察庁所属職員等となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に同項第一号に規定する職員となったものとみなす。 2 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、博覧会協会における特定業務（法第二十四条第一項に規定する特定業務をいう。）を公務とみなす。 3 派遣警察庁所属職員等は、地共済法第五章に規定する福祉事業を利用することができない。 4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用について

は、地共済法第百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二条第一項第六号の項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第百十三条第二項各号列記以外の部分の項中「地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「国の」とあるのは「第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）及び国の」と、同表中「

第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで	地方公共団体	国
	「とあるのは「	
第百十三条第二項第三号	地方公共団体	博覧会協会及び国
第百十三条第三項から第五項まで	地方公共団体	国
「と、	「とあるのは「	
	第百十六條第一項	地方公共団体の機関 規定により地方公共団体
職員団体（第三項において「地方公共団体等		職員団体

「とあるのは」	「という。」	第百十六条第一項 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体 博覧会協会及び国の機関			
		第百十六条第一項 地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	第百十六条第一項 地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	第百十六条第一項	第百十六条第一項

5

「とする。」

前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法（第一号において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により博覧会協会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 博覧会協会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項第三号の規定によりその月に博覧会協会及び国が負担すべき金額の合計額に、博覧会協会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額と その月に博覧会協会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した期末手当等（読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬の月額（地共済法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額をいう

「七 国家公務員

二 国 当該派遣警察庁所属職員等に係る博覧会協会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額
6 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第九号の規定により博覧会協会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

二 国 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る博覧会協会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

「七 国家公務員

る配偶者同行休業をしている者」とあるのは、
七の二 令和七
の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）
年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措
第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者
置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第七項
に規定する派遣職員」とする。

る配偶者同行休業をしている者」とあるのは、
七の二 令和七
の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）
年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措
第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者
置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第七項
に規定する派遣職員」とする。

○ 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和四年政令第二百二十六号）
 （抄）【令和四年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例） 第五条 （略） 2 ～ 6 （略）	（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例） 第五条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号。以下この条において「地共済法」という。）第四十二条第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定（地共済法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、法第十五条第一項の規定により博覧会協会に派遣された警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（以下この条及び次条において「派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（地共済法第四百二十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が派遣警察庁所属職員等となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に同項第一号に規定する職員となったものとみなす。 2 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、博覧会協会における特定業務（法第十四条第一項に規定する特定業務をいう。）を公務とみなす。 3 派遣警察庁所属職員等は、地共済法第五章に規定する福祉事業を利用することができない。 4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用について

は、地共済法第百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二条第一項第六号の項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第百十三条第二項各号列記以外の部分の項中「地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「国の」とあるのは「第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第二条第一項の規定により指定された博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）及び国の」と、同表中「

第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで		地方公共団体	国
「とあるのは「			
第百十三条第二項第三号	地方公共団体	博覧会協会及び国	
第百十三条第三項から第五項まで	地方公共団体	国	
「と、			
第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関	
	規定により地方公共団体	規定により国	
	職員団体（第三項において「地方公共団体等	職員団体	

「とあるのは」		「という。」	
第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	博覧会協会及び国の機関	
	地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	博覧会協会及び国	

5 「とする。

派遣警察庁所属職員等について前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法（第一号において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により博覧会協会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 博覧会協会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項の規定によりその月に博覧会協会及び国が負担すべき金額の合計額（次号において「各月合計負担金額」という。）に、博覧会協会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に博覧会協会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した期末手当等（読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬の月額（地共済法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に博覧会協会及び国が当該派遣警察庁所属職

7 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第十五条第七項に規定する派遣職員」とする。

員等に支給した期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等に係る各月合計負担金額から前号に定める金額を控除した金額

6 第四項の場合において派遣警察庁所属職員等である厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者について同法第八十二条第一項の規定により博覧会協会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 博覧会協会 当該派遣警察庁所属職員等に係る厚生年金保険法第八十二条第一項の規定によりその月に博覧会協会及び国が負担すべき保険料の額の合計額（次号において「各月合計負担保険料額」という。）に、博覧会協会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に博覧会協会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額とその月に博覧会協会及び国が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等に係る各月合計負担保険料額から前号に定める額を控除した額

7 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十二条の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第十五条第七項に規定する派遣職員」とする。